

車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習（後期）のご案内

(公社)ふくい農林水産支援センター
〒910-0003 福井市松本3丁目16-10
TEL0776-21-8311

農林水産業の分野でも建設機械の導入が進み、それに伴う建設機械関係の労働災害の発生防止が必要となっています。このため、「機体重量が3t以上の整地・運搬・積込み用及び掘削用建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転の業務（道路上を走行させる運転を除く）」についての運転者技能講習を開催します。

1 就業することができる業務内容		機体重量が3t以上の整地・運搬・積込み用及び掘削用建設機械で、動力を用い、かつ、不特定の場所に自走することができるものの運転の業務（道路上を走行させる運転を除く） <u>一、整地・運搬・積込み用機械（トラクター系建設機械）</u> 1. ブル・ドーザー 2. モーター・グレーダー 3. トラクター・ショベル 4. ずり積機 5. スクレーパー 6. スクレープ・ドーザー <u>二、掘削用機械（ショベル系建設機械）</u> 1. パワー・ショベル 2. ドラグ・ショベル 3. ドラグライン 4. クラムシェル 5. バケット掘削機 6. トレンチャー			
2 講習日時及び会場		学科	令和7年10月21日（火） 9:00～15:10 10月22日（水） 9:00～15:10		福井地区建設業会館 福井市城東 4-12-21
		実技	令和7年10月28日（火） 8:30～15:30 10月29日（水） 8:30～15:30 申込者数により28日のみの場合があります。		福井県農業試験場 福井市寮町52－21
3 受講資格		・原則として農林業に従事する者および関係指導者であること ・ 大型特殊自動車免許を有していること			
4 講習科目	区分	講 習 内 容			講 習 時 間
	学科	① 作業に関する装置の構造、取扱い及び作業方法に関する知識			5時間
		② 運転に必要な一般的事項に関する知識			3時間
		③ 関係法令			1時間
実技	① 作業のための装置の操作			5時間	
5 受講料等 （消費税 10%対象）		39,600円（内消費税 3,600 円） 内訳： 受講料 37,675 円(内消費税 3,425 円) テキスト代 1,925 円(内消費税 175 円)			
6 定 員		20名（定員になり次第受付を締め切ります。）			
7 受講時に 必要なもの	学科	受講証、筆記用具			
	実技	受講証、 認印（シャチハタ不可） 、実技に適した作業衣、安全靴、安全帽（ヘルメット）			
8 受講手続き		所定の申込書に写真(3.5cm×2.5cm)と本人確認書類の写しを貼付し、持参または郵送で申込みください。 <u>郵送の場合は、定員に達していないことを予め電話で確認ください。</u> 申込先 〒910-0003 福井市松本3丁目16－10 （公社）ふくい農林水産支援センター 人材・研修支援課 梶田 TEL:0776-21-8315 申込みの締め切りは、 令和7年9月3日（水） とします。 受講決定者には、受講証を送付しますので、受け取り次第、受講料を納入ください。			
9 修了証の交付		所定の科目を受講し、学科及び実技修了試験に合格したのに対し、車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了証を交付します。 実技時に必ず認印を持参して下さい。			
10 その他		※受講申込時に納入された受講料・テキスト代は一切返還いたしません。 ただし、受講者の変更は講習初日前日（前営業日）の 17 時までに 1 回のみ認めます。 事前に連絡のうえ、申込書を提出してください。 ※本人確認のため受講申込書に自動車運転免許証の写しを貼付してください。 ※講習時間については法律で定められており、時間が不足するといかなる理由があっても修了できません。 遅刻しないようお願いします。			